

令和7年度岡山県“男性育休が当たり前な社会へ”男性育児休業取得等促進事業 (経営層向けセミナー事業) 業務委託仕様書

第1 委託事業名

令和7年度岡山県“男性育休が当たり前な社会へ”男性育児休業取得等促進事業
(経営層向けセミナー事業)

第2 委託期間

契約締結日から令和8年3月19日

第3 委託に当たっての基本的な考え方

業務の遂行に当たっては、県の委託事業であることを踏まえ、関係者との信頼関係を確保し、県及び事業に対する信用が損なわれないよう努めるものとする。

また、自らの営業につながるような行動をしないこと。

第4 業務委託の趣旨

女性への家事・育児の偏りが、働く女性の大きな負担となっており、出産等を契機とした非正規雇用化の主要因ともなり、女性の経済的自立を妨げている。また、想定を超えて進む少子化への対策が国家的な課題となる中、理想の子ども数をもたない理由としては経済的理由が最多となっており、男性の家事・育児時間が増えて女性が働きやすくなると、第2子以降の出生数も増える傾向にある。

こうしたことから、男性の家事・育児への参画を促し、女性が正規雇用で働き続けられる職場環境をつくることが重要であり、そのためには、企業等の経営層、管理職にそうした取組が自社に与えるプラスの経営効果や、具体的な取組手法を十分理解してもらうことが必要である。

第5 委託業務の内容

1 経営層向けセミナー事業の実施

県では、男性育児休業を取得した又は取得予定の企業の経営層、管理職等を対象としたセミナーを委託事業により、次のとおり実施する。

(1) 事業概要

ア 開催回数

- ・計10回以上とし、令和7年5月～令和8年2月までの間に、偏りなく実施すること。なお、台風、大雨等の悪天候、その他不測の事態が生じたことにより、予定の日程で開催できなくなった場合は、代替日を設けること。

イ 開催地域

- ・備前県民局管内（岡山市、玉野市、備前市、瀬戸内市、赤磐市、和気町及び吉備中央町）4回以上、備中県民局管内（倉敷市、笠岡市、井原市、総社市、高梁市、新見市、浅口市、早島町、里庄町及び矢掛町）3回以上、美作県民局管内（津山市、真庭市、美作市、新庄村、鏡野町、勝央町、奈義町、西粟倉村、久米南町及び美咲町）3回以上とする。なお、開催場所については参加者の利便性を考慮し、設定すること。

ウ 開催日時

- ・1回当たりの講座の時間は、2時間程度とすること。
- ・開催日時は、県と協議の上、多くの参加者が見込め、効果的に開催できる日にち、時間帯を設定すること。

エ 参加者

- ・対象者は、企業等の経営者、役員、人事部門や男女共同参画推進部門などの管理職等とする。
- ・参加人数は、1回当たり60社・120名（1社2名）を目安とし、延べ約1,200人とする。
- ・県が別に実施する令和7年度岡山県“男性育休が当たり前な社会へ”男性育児休業取得等促進事業（企業奨励事業）（以下「企業奨励事業」という。）において、企業が男性育休取得奨励金を受給するに当たり、本セミナーの受講を要件とする予定であるため、奨励金の申請を希望する企業等が対象となるが、その他の企業についても、会場の空き具合等から可能な範囲で参加を認める。
- ・参加希望者数は、各回で偏ることが想定されるため、会場の収容可能人数は1,200人を開催回数で除した数より多い方が望ましい。

オ 実施形式

参加者が会場において講座を受講する形式とする。

カ 講座内容

- ・対象者が企業等の経営層であることを踏まえ、企業等が男性従業員の育休の取得促進をはじめ、固定的な性別役割分担意識の解消や長時間労働の是正など、男女ともに働きやすい職場環境づくりを推進する経営効果や、具体的な取組を進める手法を理解できる内容とする。
- ・以下の内容を基本とし、県と協議のうえで決定する。

講座の構成案等

	内容	回数の目安
①	<ul style="list-style-type: none"> ・県内外の著名な講師を招聘した講演（質疑応答を含めて90分） ※令和6年度とテーマが重複しないよう留意すること（令和6年度の開催実績は別紙のとおり） ・県から企業奨励事業等についての説明（15分） ・令和7年4月1日から段階的に施行される改正育児・介護休業法についての説明（15分） 	6～7回
②	<ul style="list-style-type: none"> ・県内の優良事例を交えた専門家によるパネルディスカッション及びワークショップ（90分） ・県から企業奨励事業等についての説明（15分） ・令和7年4月1日から段階的に施行される改正育児・介護休業法についての説明（15分） 	3～4回

(①・②共通)

- ・できるだけ参加者同士が意見交換できる時間をもうけること（グループワーク形式が難しければ、前後左右の参加者同士でも構わない。）。

(上記②のみ)

- ・県内企業の経営者、役員、管理職等が、自社の男性育休取得促進の事例、ワーク・ライフ・バランスや女性活躍等に関する優良取組事例を発表する。発表企業は、県において選定する。発表企業数は、開催する講座全体で延べ10社程度とし、発表者との日程調整等の連絡や謝金（1社2万円以内）の支払いは、受託事業者において行うものとする。

- (2) 参加者の募集
SNSを活用するなど効果的な広報を行い、想定する参加者数の確保に努めること。
- (3) 講師の選定
- ・男性従業員の育休取得の促進をはじめ、男女ともに働きやすい職場環境づくりを推進する経営効果や、具体的な取組を進める手法についての豊富な知識や経験を有する者
 - ・企業の規模や業種に偏りが無いこと
 - ・対象者が企業等の経営層であることを踏まえ、講師を選定すること
- (4) 講座開催等の事務内容
- ア 県、講師及び事例発表企業との間で、講座の開催日程や実施内容その他についての連絡調整を行うとともに、会場準備、受付、司会進行、片付け等の開催事務を行うこと。また、実施内容の決定に当たっては、事前に県と十分協議すること。
- イ 毎回、参加予定者の受講証明書を作成し、各講座の終了時に講座修了者に交付すること。
- ウ 講座参加者へアンケート調査を実施し、回答を取りまとめて県へ提出すること。なお、アンケート調査項目については県と協議すること。
- エ 県の企業奨励事業による男性育休取得奨励金を受給するに当たり、本セミナーの受講を要件とする予定であるため、企業奨励事業の事務局となる団体から本セミナーの空席状況や奨励金申請企業の受講情報などについて照会等があるため、協力すること。

第6 委託に関わる留意事項、条件

- 1 委託業務全般を統括する「統括責任者」を指定すること。
- 2 事業実施に当たっては、県と緊密に連携を図りながら円滑な事業の進行に努めること。
- 3 事業の進捗状況を定期的（概ね1月に1度）に県へ報告すること。
- 4 事業終了後に、各講座の簡単な概要と記録写真を掲載した「業務実施報告書」を作成し、データで提出すること。併せて写真は、J P E Gデータでも提出すること。「事業実施報告書」の内容及び提出写真は、岡山県が作成するホームページ、情報誌等に掲載できるものとし、写真に写った参加者や講師には、掲載についての了解を得ておくこと。
- 5 本業務により得られた成果は、原則として県に帰属するものであること。
- 6 受託者は、本業務に関し、県から受領又は閲覧した資料等について、県の了解なく公表し、又は使用してはならないこと。
- 7 受託者は、本業務で知り得た県及び企業等の業務上の秘密を保持しなければならないこと。
- 8 受託者は、業務（再委託した場合を含む。）の運営上取り扱う個人情報を、契約書に定める事項及び関係法令その他の社会的規範を遵守し、適切に管理しなければならないこと。
- 9 受託者は、業務実施過程で疑義が生じた場合は、速やかに県に報告、協議を行い、その指示を受けること。
- 10 これらの条件に違反したとき又は業務を完了する見込みのないときは、契約を解除し、損害補償させる場合があること。
- 11 受託者は、業務の一部を第三者に委託することができる。その場合は、再委託先ごとの業務内容等について、事前に県の承諾を得なければならないこと。
- 12 県は、業務実施過程で本仕様書記載の内容に変更の必要が生じた場合は、受託者に協議

を申し出る場合がある。この場合、受託者は委託料の範囲内において、できる限り仕様の変更に応じること。

第7 契約限度額

金7,562,500円以内（消費税及び地方消費税の額を含む。）

令和6年度岡山県“男性育休が当たり前な社会へ”男性育児休業取得等促進事業
経営層向けセミナー開催実績

○各回タイムスケジュール

- 13:00～13:30 受付・開場
13:30～14:30 実体験・職場づくりについての講演
14:30～14:50 ワーク・ライフ・バランスや女性活躍等に関する優良取組事例の紹介
14:50～15:00 行政説明
15:15～16:45 男性育休制度の運用や風土づくりについての講演

○概要

開催日	会場	内容
7/16 (火)	きらめきプラザ 301 会議室	<ul style="list-style-type: none"> 「これからの人材採用～業種・規模・ブランド力に頼らず、優秀な人材を採用する方法」 トイトイ合同会社 代表社員 元ニトリホールディングス 理事/組織開発室長 永島寛之氏 「男性育休制度の運用に向けたルールづくり」 高松太田社労士事務所 代表 社会保険労務士 谷川由紀氏
8/22 (木)	津山圏域雇用労働センター 2階大ホール	<ul style="list-style-type: none"> 「男性育休が当たり前に取得できる職場環境の必要性とその経営効果」 小豆島ヘルシーランド株式会社 経営企画室室長 磯田周佑氏 「男性育休制度の運用に向けたルールづくり」 高松太田社労士事務所 代表 社会保険労務士 谷川由紀氏
9/9 (月)	倉敷市民会館 2階大会議室	<ul style="list-style-type: none"> 「やりがいのある働きやすい職場づくり ウェルビーイングの実現に向けて」 株式会社チャックスファミリー CS推進マネージャー 高坂麻紀氏 「男性育休制度の運用に向けたルールづくり」 高松太田社労士事務所 代表 社会保険労務士 谷川由紀氏
10/28 (月)	オルガホール 地下1階	<ul style="list-style-type: none"> 「働き方改革と健康経営は表裏一体！生産性向上のカギは心身の健康から」 ザ セイントナイン東京 総支配人 産業カウンセラー 菊地麻衣子氏 「誰もが育休を取得しやすい職場風土づくり」 高松太田社労士事務所 代表 社会保険労務士 谷川由紀氏
12/12 (木)	ホテルセントイン倉敷 3階	<ul style="list-style-type: none"> 「男性育休が当たり前に取得できる職場環境の必要性とその経営効果」 小豆島ヘルシーランド株式会社 経営企画室室長 磯田周佑氏 「誰もが育休を取得しやすい職場風土づくり」 高松太田社労士事務所 代表 社会保険労務士 谷川由紀氏
2/17 (月)	オルガホール 地下1階	<ul style="list-style-type: none"> 「アマゾン 人材が育つ仕組み 誰もが働きやすい職場づくり」 元アマゾンジャパン広報本部長 A S t o r y 合同会社 代表 小西みさを氏 「誰もが育休を取得しやすい職場風土づくり」 高松太田社労士事務所 代表 社会保険労務士 谷川由紀氏